

平成 25 年度 法務省調査研究請負

モンゴル国における身分関係法制 調査研究報告書

平成 26 年 3 月 20 日

WIP ジャパン株式会社

目次

第Ⅰ部 調査研究概要	4
1 件名	4
2 目的	4
3 調査期間	4
4 業務内容	4
第Ⅱ部モンゴル国における	5
身分関係法制調査研究報告	5
第1章 モンゴル国における身分関係法制調査研究	5
1 モンゴル国における法制度概要	5
(1) 国際私法概要	5
(2) 成人年齢について	5
第2章 身分に関わる各種法制度	6
1 婚姻法制	6
(1) 所轄官庁	6
(2) 関連法令	6
(3) 婚姻手続	6
(4) 婚姻の成立要件	8
(5) 婚姻の終了要件	9
(6) 婚姻の無効要件	9
(7) 婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務	9
(8) 婚姻の証明に関する規定	10
2 離婚法制	10
(1) 所轄官庁	10
(2) 関連法令	10
(3) 離婚手続	10
(4) 離婚申立要件	12
(5) 離婚に伴う事項	12
(6) 再婚	13
3 実親子関係	13
(1) 所轄官庁	13
(2) 関連法令	13
(3) 実子	13
(4) 認知	13

4 養子縁組法制	14
(1) 所轄官庁.....	14
(2) 関連法令.....	14
(3) 養子縁組手続.....	14
(4) 成立要件.....	17
5 未成年子に対する法定代理権	17
(1) 成人年齢.....	17
(2) 未成年子の法定代理権.....	17
6 身分登録法制	18
(1) 所轄官庁.....	18
(2) 関連法令.....	18
(3) 身分登録制度の内容.....	18
7 身分登録に伴う証明書の発行様式	18
(1) 出生に関する証明書.....	18
(2) 婚姻に関する証明書.....	18
(3) 離婚に関する証明書.....	18
(4) 婚姻要件具備証明書.....	18
(5) その他身分関係について発行されている証明書.....	18
8 国籍法制	18
(1) 関連法制.....	18
(2) モンゴル国民の定義.....	19
(3) モンゴル国民の権利・義務.....	19
(4) 国籍の取得.....	20
(5) 国籍の喪失.....	20
9 法令の有効性	21
(1) モンゴル人民共和国国籍法.....	21
(2) モンゴル人民共和国国籍施行令.....	29

第 I 部 調査研究概要

1 件名

モンゴル国における身分関係法制調査研究

2 目的

法務省で行う戸籍及び国籍の事務処理に必要なため、モンゴルにおいて現に施行されている身分関係法令、身分関係登録制度の運用等の実務的取扱いについて総合的に調査研究し、その結果を関係法令の翻訳及びその解釈並びに実務の運用の解説によって明らかにする。

3 調査期間

平成 25 年 12 月 10 日～平成 26 年 3 月 20 日

4 業務内容

モンゴルにおいて現に施行されている身分関係法令の原文を参照の上、内容を詳細に把握してまとめるとともに、モンゴルの身分関係法制に関する最新の資料及び文献を収集し、また、モンゴルの政府当局者、学者等から現在の法制度に関する実情を聴取した上で、モンゴルにおける実務の取扱いについて具体的かつ緻密に研究成果をとりまとめる。

第Ⅱ部モンゴル国における

身分関係法制調査研究報告

第1章 モンゴル国における身分関係法制調査研究

1 モンゴル国における法制度概要

(1) 国際私法概要

モンゴル国（以下、モンゴル）において婚姻、離婚、国際養子縁組に関する独立した国際私法規定（日本における「法の適用に関する通則法」に相当するもの）は存在しない¹。そのため当事者がモンゴルにいる場合はモンゴルの法令に、外国にいる場合は外国の法令に準拠する。

なお、一例として、離婚に関する規定は以下のとおりである。

「モンゴルの領域に住居する外国人、無国籍人の離婚を解決する際にはモンゴル国の国際契約に定められていない限り家族法に基づく」（家族法第2章12条3項「離婚規定」）

ただし、家族法においては、「モンゴル国が国際協議等に参加すればその国際協議に合わせて法律を変更、追加もしくは法律が予め国際規約を尊重する」と記載されている²。

(2) 成人年齢について

モンゴルにおいては、満18歳となった国民は法的能力を有したものとみなし、成人とみなされる。婚姻の成立要件もこれに準拠しており、原則として婚姻を希望する18歳以上の男女であれば、婚姻は可能である。これは外国人、及び無国籍人も同様（18歳以上であればモンゴル国民と婚姻可能）である。また、離婚申立要件として、18歳未満の引き取り手がいない子供がいる場合は、申立できない等の規定も存在する。

ただし、婚姻に際しては、裁判判決で成人として法的対象であると認められた場合は18歳未満でも婚姻が可能となる。

¹ モンゴル国弁護士、法律家のツゲルジャブ氏にヒアリングにより確認。裁判官およびモンゴル家族法の法令改正等に関わる有識者。

² 家族法第2条2項2号「2.2. モンゴル国の承認する国際規約とこの法律の内容に異なる規定があった場合、国際規約を優先するものとする。」

第2章 身分に関わる各種法制度

1 婚姻法制

(1) 所轄官庁

モンゴルにおける婚姻制度は、政府実施庁³の下部組織である国家登録所⁴（The Government Agency of Mongolia General Authority for State Registration：以下、「国家登録所」という）が所轄している。

(2) 関連法令

モンゴルにおける婚姻では、モンゴル国法律の家族に関する規定⁵（Mongolian Law About Family：以下、「家族法」という）が適用される。

(3) 婚姻手続

ア モンゴル人同士の場合

モンゴル人同士の婚姻手続の概略は以下のとおりである。

①婚姻を希望する両者が共に、居住する行政区の国民登録所の担当部署である国民登録所指標部⁶に次の必要書類をそろえて申請を行う。（モンゴル国民登録法第13条1項「婚姻登録」⁷）

- ・婚姻申込書
- ・未婚、既婚記載事項証明書
- ・両者の国民登録証明書
- ・離婚経験者は離婚証明書
- ・国民登録記載事項証明書（離婚以降結婚していないという証明書）
- ・健康証明書（HIV、精神疾患、結核）
- ・住民証明書
- ・証人の申込書（婚姻希望者の婚姻登録の証人となることを承諾した者1人の自筆）
- ・証明書手数料 2500 トゥグルグ

②担当者は上記書類を受理して30日以内に処理を行う。

③登録完了時に婚姻希望者が立ち会い、婚姻証明書を発行する⁸。

³ 政府実施庁 The Government Agency of Mongolia（ЗасгийнГазрынХэрэгжүүлэгчАгентлаг）

⁴ 国家登録所 General Authority for State Registration（УлсынБүртгэлийнЕрөнхийГазар）

⁵ モンゴル国法律の家族についての規定 Mongolian Law About Family（МонголУлсынХуульГэрБүлийнтухай）

⁶ 国民登録所指標部（ゾーンアイル第3番サービスビル102号室）

⁷ モンゴル国民登録法第13条1項「結婚登録」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/297?lawid=297>

⁸ 国家登録所の公式ホームページ

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=1140:2013-07-05-01-41-52&catid=190:civilreg&Itemid=411

イ モンゴル人と日本人の場合

モンゴル人と日本人との婚姻は、モンゴル人と他の外国人との婚姻と同様に扱われる。

①モンゴル人と外国人との婚姻の場合は、居住する行政区の国民登録所の担当部署である国民登録所指標部に、次の書類をモンゴル人同士の婚姻に必要な書類に加えて提出を行う。

- ・モンゴル国で外国人との婚姻登録の希望者（モンゴル人、外国人双方）アンケート⁹
- ・婚姻申込書（モンゴル人同士の婚姻の際に必要な書類と同一のもの）
外国語で書かれた申込書は翻訳会社で翻訳し、公証役場で公証する必要がある。申込書の書式は決まっていないが、婚姻希望者の名字、父親名、名前、住所、生年月日、子供がいるかどうか、結婚後どの国に住む予定かなどを記載する。
- ・婚姻希望者（モンゴル人、外国人双方）の親による自筆の婚姻許可書
- ・母国の関連機関から発行された結婚要件具備証明書を翻訳文
- ・母国の関連機関が発行した無犯罪証明書
- ・母国の住所証明書
- ・身分証明書の写し
公証役場で公証する必要がある。
身分証明書とは、国民登録証明書、パスポート、外国人のパスポートの証明写真付きページとモンゴル入国ビザのページを指す。
- ・結婚希望者両者の在職証明書
- ・財産証明書（夫側のみ。不動産や銀行の残高証明書その他）
- ・証明書手数料と印紙税を振り込んだ送金伝票¹⁰

②担当者は上記書類を受理して 30 日以内に登録を行う。

③登録完了時に婚姻希望者が立ち会い、婚姻証明書を発行する¹¹。

ウ モンゴル人と韓国人男性の場合

韓国人男性と婚姻を希望するモンゴル人女性は、上記外国人の手続以外にセミナーへの出席が必要となる。（性別平等センター電話番号：70111112）

韓国人は結婚要件具備証明書と無犯罪証明書を、在モンゴル韓国大使館で承認を受ける必要がある¹²。

⁹ 外国人との婚姻を記入する場合のアンケート（参考資料として翻訳文を添付）

¹⁰ 証明書手数料 2500 トゥグルグを国民登録所の 1401001101 番の口座に印紙税 350 トゥグルグを 141002649 番の口座に振り込み、その送金伝票を提出する。

¹¹ 国家登録所の公式ホームページ

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=category&id=198&Itemid=424

¹² 国家登録所の公式ホームページ

エ モンゴル人と中国人の場合

中国人は結婚要件具備証明書、無犯罪証明書及び銀行の口座証明書を公証役場で公証し、在北京外交所にて承認を受ける必要がある¹³。

(4) 婚姻の成立要件

ア 年齢に関する規定

婚姻を希望する両者が18歳以上であればモンゴル国民、外国人、及び無国籍人と、同意の上モンゴル国にて結婚することができる。ただし18歳未満の者を裁判の判決で成人として法的対象であると認めた場合、18歳未満でも可能とする（家族法第2章6条1項「婚姻要件」¹⁴）

イ 重婚に関する規定

男性1人に対して女性1人、女性1人に対して男性1人（家族法第2章6条2項「婚姻要件」¹⁵）とされ、重婚は禁止されている。

ウ 婚姻の有効性に関する規定

- ・国際結婚に関してモンゴル国の国際規約に定められてない限り、家族法に基づく。（家族法第2章6条3項「婚姻要件」¹⁶）
- ・モンゴル人同士、又はモンゴル国民が外国人若しくは無国籍の人とモンゴル国以外の国でその国の法律に基づいて婚姻が成立した場合、その国の法律が家族法第9条¹⁷に反しなければモンゴル国にて有効である。（家族法第2章6条4項「婚姻要件」¹⁸）
- ・国外での婚姻、国際結婚に関してはその財産権、非財産権、義務はその居住する国の法律に基づく。（家族法第2章6条5項「婚姻要件」¹⁹）
- ・モンゴル国民が外国人もしくは無国籍の人と外国にて結婚する際に、権利義務は予め選択した国、又は、選択をしていない場合には、モンゴル国の法律に基づい

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=category&id=198&Itemid=424

¹³ 国家登録所の公式ホームページ

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=category&id=198&Itemid=424

¹⁴ 家族法第2章6条1項「婚姻要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

¹⁵ 家族法第2章6条2項「婚姻要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

¹⁶ 家族法第2章6条3項「婚姻要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

¹⁷ 第9条 婚姻に反する条件

9.1 次の場合は婚姻に反するものである：

9.1.1 既婚者である場合

9.1.2 婚姻希望者両方若しくは一方がこの法律の第6条1項に定めた年齢に達してない場合

9.1.3 親族、親類同士の婚姻

9.1.4 保護者とその保護を受ける側同士の婚姻

9.1.5 里親、養子同士の婚姻

9.1.6 婚姻希望者の一方、若しくは両方が遺伝する可能性のある重病持ちの場合

9.2 民法に定めた年齢に達してない者を法的対象であると発表した場合はこの法律の第9条1.2項は適用されない。

¹⁸ 家族法第2章6条4項「婚姻要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

¹⁹ 家族法第2章6条5項「婚姻要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

て成立する。（家族法第2章6条6項「婚姻要件」²⁰）

エ 婚姻を禁じる規定

婚姻を禁じる要件（家族法第2章9条1項「婚姻を禁じる要件」²¹）

- ・結婚経験者が再婚する際に離婚手続を終えていない場合
- ・結婚を希望する両者もしくは一方が18歳未満である場合
- ・近親婚²²
- ・里親とその子との間での結婚
- ・里親と養子との間の結婚
- ・結婚を希望する両者又は一方が遺伝する重篤精神病である場合

（家族法第2章9条2項「婚姻を禁じる要件」：モンゴル民法に基づいて18歳未満でも法的対象であることが決定された場合、18歳未満でも婚姻が認められる。²³）

（5）婚姻の終了要件

- ・配偶者の一方が死亡した場合、又は裁判にて死亡報告が認められた場合、その日から婚姻は終了となる。（家族法第2章11条「婚姻終了」²⁴）

（6）婚姻の無効要件

- ・裁判で離婚判決、婚姻無効判決が出た場合、婚姻は無効となる。
- ・家族法第2章9条に反して結婚した偽装結婚、配偶者の権利侵害、もしくは児童権利侵害などとみなされた場合、権利を保護する組織・団体からの訴えにより結婚を無効にする場合がある。

（家族法第2章11条「婚姻終了」）

- ・家族法の第2章9条に反して婚姻した偽装結婚、配偶者の権利侵害、若しくは児童権利侵害などとみなされた場合、権利を保護する組織・団体からの訴えにより婚姻を無効にする場合がある。（家族法第3章16条）

（7）婚姻に伴い生じる夫婦の権利・義務

ア 夫婦はお互いに平等な権利と義務を有する。

イ 夫婦は家族構成計画、住所、職業、大学等で学ぶ専門などを自由に選択し、個人資産、共有資産を持ち、それらの使用権利を持ち、物理的被害又は心理的被害を受けた場合、加害者から賠償してもらう権利を有する。

ウ 夫婦は互いに誠実であって、子供を養育し、互いに扶養し、尊敬し家族に必要な

²⁰ 家族法第2章6条6項「婚姻要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

²¹ 家族法第2章9条1項「婚姻を禁じる要件」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

²² 近親とは親、親の親、孫又は彼らの子、兄弟姉妹、叔父、叔母又は彼らの子までを指す。

²³ 家族法第2章9条2項「婚姻を禁じる要件」：モンゴル民法に基づいて18歳未満でも法的対象であることが決定された場合18歳未満でも婚姻が認められる。 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

²⁴ 家族法第2章11条「婚姻の無効・取消要件について」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

る経済的環境をつくり、互いの権利を侵害せず、互いにどのような形の暴力も与えない。

エ 家系図を作成する義務を有する。

オ 離婚や婚姻無効によって共有財産を分与する際は、夫婦の健康状態、子供の権利や利益に配慮し、裁判所の判決が家族の構成員ごとに分与額が異なる場合がある。
(家族法第2章10条「婚姻者の権利・義務」²⁵)

(8) 婚姻の証明に関する規定

家族法の規定に基づいて行われた婚姻は登録簿に登録され、婚姻当事者に対して婚姻証明書が交付される。

(家族法第2章7条「婚姻規定」²⁶)

2 離婚法制

(1) 所轄官庁

モンゴルにおける婚姻制度は国家登録所が所轄している。

(2) 関連法令

モンゴルにおける婚姻では、家族法が適用される。

(3) 離婚手続

ア モンゴル人同士の場合²⁷

モンゴル人同士の離婚手続の概略は以下のとおりである。

①離婚を希望する両者が共に、居住する行政区の国民登録所の担当部署に次の必要書類をそろえて申請を行う。

(ア) 裁判が必要な場合

基本は和解調停を行い、当事者間で円満な離婚手続を行うことを前提とする。ただし、養育権や財産権などに関し当事者間で合意に至らない場合は、裁判手続を通じて離婚の手続を進める。(家族法第2章14条「裁判による離婚」²⁸)

- ・ 裁判判決書 (モンゴルで離婚が裁判で決定された判決書)
- ・ 婚姻登録書
- ・ 離婚請求者による、連名又は個別に公証役場で公証した自筆の請求書
請求書には、18歳未満の子供がいない、財産の争いがない、及びお互い離婚に

²⁵ 家族法第2章10条「婚姻者の権利・義務」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

²⁶ 家族法第2章7条「婚姻規定」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

²⁷ モンゴル人同士が離婚する場合

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=1139:2013-07-05-01-41-27&catid=190:civilreg&Itemid=411

²⁸ 家族法第2章14条「裁判による離婚」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

合意した旨を記載する。

- ・国民登録証明書

(イ) 裁判によらない場合

- ・離婚請求者による、連名又は個別に公証役場で公証した自筆の請求書
請求書には、18歳未満の子供がいない、財産の争いがない、及びお互い離婚に合意した旨を記載する。
- ・婚姻証明書、婚姻証明書を紛失の場合、公証役場の確認書
- ・離婚証明書の手数料の送金伝票
- ・両者のいずれかが死亡した、法的対象ではない、又は3年間以上の実刑が下された場合は、いずれか一方の意思で申請ができる。

(ア)、(イ)に共通

- ・離婚請求者のいずれか一人が正当な理由により行けない場合、自筆の請求書を公証役場で公証をし、添付して提出する。

②担当者は上記書類を受理して30日以内に登録を行う。

※請求書を受け取ってから30日以内に決定する。

イ モンゴル人と日本人の場合²⁹

モンゴル人と日本人との離婚は、モンゴル人と他の外国人との離婚と同様に扱われる。

①モンゴル人と外国人との離婚の場合は、次の書類をモンゴル人同士の離婚に必要な書類に加えて提出を行う。

(ア) 裁判が必要な場合

- ・裁判判決書（モンゴル又は外国で離婚が裁判で決定された判決書）
- ・婚姻登録書
- ・離婚請求者による、連名又は個別に公証役場で公証した自筆の請求書（翻訳文）
請求書には、18歳未満の子供がいない、財産の争いがない、お互い離婚に合意した旨を記載する。
- ・国民登録証明書、パスポート

(イ) 裁判によらない場合

- ・離婚請求者による、連名又は個別に公証役場で公証した自筆の請求書（翻訳文）
請求書には、18歳未満の子供がいない、財産の争いがない、お互い離婚に合意した旨を記載する。

²⁹ モンゴル人と外国人が離婚する場合

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=1225:tsutslalt&catid=198:gadaad-irged&Itemid=424

- ・婚姻証明書、婚姻証明書を紛失の場合、公証役場の確認書
- ・離婚証明書の手数料の送金伝票³⁰
- ・両者のいずれかが死亡した、法的対象ではない、又は3年間以上の実刑が下された場合は、いずれか一方の意思で申請ができる。

(ア)、(イ) 両方に共通

- ・離婚請求者のいずれか一人が正当な理由により申請に行けない場合、自筆の請求書を公証役場で公証をし、添付して提出する。

②担当者は上記書類を受理して30日以内に登録を行う。

※請求書を受け取ってから30日以内に決定する。

(4) 離婚申立要件

- ・引受先が決まっていない18歳未満の子供がいないこと、財産の争いがないこと
- ・1歳未満の子供いる、妻が妊娠中である、又は離婚請求者の一方が重病を患った場合のいずれかの場合には離婚をすることはできない。(家族法第2章12条2項「離婚規定について」)³¹
- ・他人に加害した物理的損害の賠償を避ける目的で、若しくは不法行動を隠す目的で偽って離婚したのが判明した場合、裁判が離婚を無効とする。(家族法第3章第18条離婚の無効条件³²)
- ・離婚無効になった場合は婚姻が有効である。(家族法第3章第19条1項³³)
- ・この法律の第19条1項の場合に他人に加害した損害を家族員の共同資産から民法に基づいて賠償させ、その他の問題に関してはこの法律又は関連法律に基づいて解決する。(家族法第3章第19条2項³⁴)

(5) 離婚に伴う事項

離婚請求は、養育権、財産分与などに争いがないことを前提とする。

ア 子どもの養育権

両者が離婚するとき、誰に子供の養育権を与えるかを決定する必要がある。

裁判による離婚の場合、子供が7歳以上であれば子供の意見も問われる。(家族法第2章14条7項「裁判による離婚」)³⁵

³⁰ 証明書発行手数料 2500 トウグルクを国民登録証明書の1401001101番の口座に、印紙税の350 トウグルクを141002649番の口座に支払う。

³¹ 家族法第2章12条2項「離婚規定について」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³² 家族法第3章第18条離婚の無効条件 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³³ 家族法第3章第19条1項 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³⁴ 家族法第3章第19条2項 <http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³⁵ 家族法第2章14条7項「裁判による離婚」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

イ 財産分割

財産分与等をお互い（離婚請求者同士）が相談の上、決めることができる³⁶。

(6) 再婚

結婚してないという証明書（国民登録記載事項証明書）が必須である。

3 実親子関係

(1) 所轄官庁

モンゴル国における実親子関係は国家登録所が所轄している。

(2) 関連法令

モンゴルにおける実親子関係では、家族法が適用される。

(3) 実子

子供が誕生したことで親、子供との権利、義務³⁷が成立する。（家族法第5章21条1項³⁸）

子供を養子にとることで親、子供との権利、義務が成立する。（家族法第5章21条2項³⁹）

継子、継父、母の間で親、子供との権利、義務が成立する。（家族法第5章21条3項⁴⁰）

子供の親が婚姻関係であれば結婚証明書を、婚姻関係でなければ法律に基づいて行政手続又は裁判により認知を行った行政機関の判決に基づく。（家族法第5章21条4項⁴¹）

未婚の親の間で誕生した子供は婚姻した親の間で誕生した子供と同じ権利、義務を有する。（家族法第5章21条5項⁴²）

(4) 認知

モンゴルには認知制度が存在する。関連法は家族法である。

認知に関しては、未婚の親の両方又は一方が、子どもの居住する行政区の国民登録局に対し申請し、登録手続を行う。その際、登録情報の内容確認及び変更をすることができる。

裁判所による決定があれば、父母のうちいずれか一方の申請であっても登録を受理す

³⁶家族法第4章20条1項「家族の資産関係調整」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³⁷ 家族法第5章25条、同26条に親と子の権利義務に関して規定されている。

<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³⁸家族法第5章21条1項「親子の権利・義務」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

³⁹家族法第5章21条2項「親子の権利・義務」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

⁴⁰家族法第2章21条3項「親子の権利・義務」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

⁴¹家族法第2章21条4項「親子の権利・義務」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

⁴²家族法第5章21条5項「親子の権利・義務」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

ることができる。

外国人の場合も、モンゴル人と同様の手続が必要となる。

(ア) 裁判が必要な場合

- ・行政手続によって認知が行われていない場合は、子供の実親、保護者、親戚、子供の権利を保護する機関、満 14 歳の本人のうちいずれかの申込書によって裁判で認知を行う場合がある。
- ・実父母による認知を行う際には、その子供の親と男女関係にあったことを証明できる資料、検査結果、その他資料に基づくものとする。
- ・子供がモンゴル国民であるとき、モンゴルに居住する外国人又は無国籍人による認知の場合は、モンゴル国の国際規約に定められてない限り家族法に基づくものとする。
- ・外国の法律によって裁判で認知判決が出た場合、モンゴルの家族法に反していなければ有効とする。
- ・外国に居住するモンゴル国籍の子供の認知に関して、その国のモンゴル大使館、領事館を通じてモンゴルの裁判所に申込書を提出することができる。

(家族法第 5 章 23 条「裁判によって行う認知」⁴³)

(イ) 裁判によらない場合

- ・未婚の親の両方又は一方が、国民登録局に対し申請を行う。その際、登録情報の内容確認及び変更ができる。

(家族法第 5 章 22 条「行政手続によって行う認知」⁴⁴)

4 養子縁組法制

(1) 所轄官庁

モンゴル国における養子縁組制度は国家登録所が所轄している。

(2) 関連法令

モンゴル国における養子縁組では、家族法が適用される。

(3) 養子縁組手続

ア モンゴル人を養親とする養子縁組手続

- ①養子縁組手続の際には、実の親と里親が必要書類の全てを国民登録所にて提出する。その後、国民登録所が行政区に養子に関連する書類を提出し、許可書が行政区から国民登録所に提出される。

⁴³家族法第 5 章 23 条「裁判によって行う認知」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

⁴⁴家族法第 5 章 22 条「行政手続によって行う認知」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

養子縁組に必要な書類

- ・実の両親の許可書
- ・養子申請書
- ・婚姻証明書のコピー
- ・国民登録証明書のコピー
- ・パスポートのコピー
- ・子供の出生証明書
- ・7歳以上の子供の場合、本人の承諾書
- ・里親の HIV、精神疾患、結核の検査証明書
- ・里親の無犯罪証明書
- ・住民票・証明書発行手数料と印紙料の振込⁴⁵
- ・収入、資産を証明する証明書

②行政区の役所は養子受け入れ願いを審査し、結果を 20 日以内に通達する。

③役所の令状に基づき願書及び必要書類を受け取った日から 30 日以内に養子登録を行う。問い合わせ先は国民登録所の養子担当部⁴⁶。

④養子に出す場合、里親及び実の両親立会いの下で行う。

(家族法第 7 章 55 条「養子縁組養子申請条件」⁴⁷)

イ 日本人を養親とする養子縁組手続

①外国人がモンゴル国籍である子供又はモンゴル国に無登録の子供を養子にしたいと申請する場合、その旨を公証役場で認証させ、養子申請書を都市部の場合は国民登録国家機関、地方の場合は行政区の国家登録担当所に書面にて提出を行う。(モンゴル国家登録所ホームページ⁴⁸)

②家族法第 7 章 58 条 1 項では、外国に居住する外国籍人は、モンゴル国籍の子供を養子にした場合は、その国の関連機関を通じてモンゴルの関連機関に養子申請書を提出する、となっている。しかし、58 条 2 項により、モンゴル国に 6 か月以上居住している外国人がモンゴル国籍の子供を養子にする場合、1 項は適用されない。

③家族法第 7 章 58 条 3 項、子供を養子にする申請を行う外国人は当法律の 55 条 1 項、55 条 3 項（居住する地区を管轄する区役所からの養子受け入れ許可書）に記載された事項以外に以下の書類を準備する。

- ・養子申請書（外国語の場合はその翻訳文）

⁴⁵証明書発行手数料 2500 トウグルグを登録庁の 1401001101 番の口座、印紙料 350 トウグルグを 141002649 番の口座にそれぞれ振り込む。

⁴⁶養子担当部：登録庁の国民登録、統計部/ゾーンアイル第 3 棟 102 号室

⁴⁷家族法第 7 章 55 条「養子縁組養子申請条件」<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

⁴⁸モンゴル国家登録所ホームページ

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=1226:burtgehed&catid=198:gadaad-irged&Itemid=424

- 実の両親の許可書
- 里親の HIV、精神疾患、結核の検査証明書・婚姻証明書のコピー
- 国民登録証明書のコピー
- パスポートのコピー
- 里親の無犯罪証明書
- 子供の出生証明書
- 7歳以上の子供の場合、本人の承諾書
- 住民票

④各書類に関しては、以下の条項に定められている。

- 58 条 3 項の 1 養子受け入れ申請を行う者（配偶者がいる場合、共同で）は公証人役場にて認証された申請書。申請書が外国語の場合、翻訳センターで翻訳する必要がある。（この条は 2011 年 2 月 10 日に改正された。）
- 58 条 3 項の 2 申請者の結核、HIV、精神疾患に関する病院の診断書
- 58 条 3 項の 3 申請者の婚姻証明書のコピー（既婚者の場合）
- 58 条 3 項の 4 住民票、無犯罪証明書
- 58 条 3 項の 5 申請者の収入、資産を証明する証明書
- 58 条 3 項の 6 国民登録所から発行する申請者の登録証明書
- 58 条 4 項 外国人がモンゴル国籍の子供を養子の受け入れたことを、外国人の法的責任に関する法律第 7 章 111 条記載の機関が登録を行う。
- 58 条 5 項 海外居住のモンゴル国籍の子供を養子に迎える申請を、関連法に基づき在モンゴル大使館及び領事館を通して行う場合、当法律の 58 条 1 項は適用されない。
- 58 条 6 項 国民登録に関する事例を取り扱う国家登録機関は、モンゴル国籍の子供を養子にする申請を行った外国人についての登録を行い、養子の権利等の保護について、子供を養子に迎える関連諸国、関連省庁と協力する。
- 58 条 7 項 外国人が子供を養子にする場合の条項を、法務、健康、社会保護を取り扱う省庁が決定する。
- 58 条 8 項 養子の国籍、両親の認知に関する登録手続を、養親が行う義務がある。
- 58 条 9 項 養子の国籍選択権利は、モンゴル国籍法第 8 条に基づき取り扱う。
- 58 条 10 項 上記の条項は無国籍の人にも同様に適用される。
(家族法第 7 章 58 条「外国籍人がモンゴル国籍の子供を養子にする場合」⁴⁹⁾)

⁴⁹家族法第 7 章 58 条「外国籍人がモンゴル国籍子供を養子にする場合」
<http://www.legalinfo.mn/law/details/226?lawid=226>

(4) 成立要件

養子縁組の成立要件は国民登録所で規定されている。

- ① 子供を養子に出す場合、実親双方の承諾及び養親が子供を養子にしたい旨の養子申請書を作成し、公証役場で認証して提出する。
- ② 婚姻している者のいずれかが養子を受け入れたいと希望している場合、その旨に関する許可を妻あるいは夫から得る。
- ③ 親がいない子供、又父親及び母親の両者に法的能力がない子供を養子にする場合、法的な規定がなければ、その子供の保護者、関係者及び孤児院の承諾書を必要とする。
- ④ 7歳になった子供からは本人の承諾を得る。
- ⑤ 裁判にて親権喪失判決が出た日以降6ヵ月後に、親権喪失者の子供を養子に出すことが可能になる。
- ⑥ 養子を希望する者は、子供の現住所の行政区の長宛に、子供を養子にする養子申請書を提出する。
- ⑦ 行政区の長が子供を養子にする養子申請書の内容を検討し、結論を20日以内に決定する。
- ⑧ 子供の養子決定書に基づき、家族登録担当者が登録を行う。

また登録の際には、里親及び実父、実母の立会いが必要である。

- ・ 養子に関する証明書の発行手数料 2500 トウグルク
(国家登録所ホームページ⁵⁰)

5 未成年子に対する法定代理権

(1) 成人年齢

満18歳となった国民は法的能力を有したものとみなし、成人とする。

(2) 未成年子の法定代理権

未成年者(18歳未満)及び裁判で法的能力がないことが確定された国民については、その代理人⁵¹が、法定代理権を有する。(モンゴル国民法第3章16条⁵²)

⁵⁰ 国家登録所ホームページ

https://burtgel.gov.mn/index.php?option=com_content&view=article&id=1136:2013-07-05-01-40-07&catid=190:civilreg&Itemid=411 および <http://www.legalinfo.mn/law/details/226>

⁵¹ 保護者や親があたることが多い。

⁵² なお、第3章16条の内容は以下のとおりで、氏名の変更に関して規定されたものである。

未成年者(18歳未満)及び裁判で法的能力がないことが確定された国民の、名字・父親の名前・名前の変更については、代理人の許可に基づいて登録する(モンゴル国民法第3章16条)

この場合の「父親の名前」という点については、モンゴルでは、姓、名のほかに実父の名を自分の名の前につけて登録され、それが一般的にも使用されることがあるためである(親の姓が「モンゴル」、名が

6 身分登録法制

(1) 所轄官庁

モンゴルにおける身分登録制度は国家登録所が所轄している。

(2) 関連法令

モンゴルにおける身分登録では、家族法が適用される。

(3) 身分登録制度の内容

国民登録証明書は満 16 歳になった国民に新しく発行され、25 歳及び 45 歳で更新されるが、45 歳以上では更新は不要となる。(モンゴル国民法第 3 章 22 条⁵³)

7 身分登録に伴う証明書の発行様式

(1) 出生に関する証明書

別紙「A_出生証明書」を参照。

(2) 婚姻に関する証明書

別紙「B_婚姻証明書」を参照。

(3) 離婚に関する証明書

別紙「C_婚姻証明書」を参照。

(4) 婚姻要件具備証明書

別紙「D_婚姻要件具備証明書」を参照。

(5) その他身分関係について発行されている証明書

別紙「E_住民票」を参照。

8 国籍法制

(1) 関連法制

モンゴルにおける身分登録では、外国人の権利に関する法律に関する規定⁵⁴ (The laws of human rights for foreigners : 以下、「外国人の権利に関する法律」という) 及び国籍に関する法律に関する規定⁵⁵が適用される。

「太郎」の場合、その子供の姓は「モンゴル」で変わらず、次に父の名「太郎」、最後に自分の名「次郎」となる。つまり「モンゴル太郎次郎」が正式名称となる。）

⁵³モンゴル国民法第 3 章 22 条 <http://www.legalinfo.mn/law/details/297?lawid=297>

⁵⁴ 外国人の権利に関する法律 The laws of human rights for foreigners
(Гадаадыниргэнийэрхзүйнбайдлынтухай)

⁵⁵ 国籍に関する法律 The laws of Nationality (Харьяатынтухай)

(2) モンゴル国民の定義

モンゴル国籍を持つ者かつ国民登録をされた者

国籍を証明する資料：

16歳未満の場合は出生証明書、16歳以上の場合は国民登録証明書
(モンゴル国籍法第1章5条⁵⁶)

(3) モンゴル国民の権利・義務

ア 権利

- ・生存権を持つ。
- ・動産、不動産を公正な手段で取引できる。
- ・自由に職業を選択できる。
- ・高齢者、労働能力がなくなった者、出産した者は保護金を受ける。
- ・健康が守られる、病院の手当を受けられる。
- ・教育を受けられる。国立の小中高等学校の教育を無償で受けられる。
- ・文化、芸能、科学発明等の活動ができる。知的所有権を有することができる。
- ・直接又は間接的に政治に関与する権利を持つ。選挙権は18歳から、被選挙権は役職などによって年齢は様々であり政府が指定する。
- ・社会及び個人の価値観により政党を立ち上げ、参加ができる。
- ・政治、経済、社会での権利は男女平等である。
- ・行政機関、公務員に対して苦情を言う権利がある。
- ・宗教の信仰は自由である。
- ・意見の主張、反対運動は自由である。反対運動の条件や規制は政府が決める。
- ・政府、その他行政機関の秘密事項以外の情報を取得できる。
- ・モンゴル国及び国外へ自由に渡航できる。
- ・モンゴル国憲法に基づき人権侵害を主張する権利を持つ。裁判所への起訴、損害賠償、自身の弁護、弁護士を付ける等ができる。

イ 義務

- ・モンゴル国憲法及びその他の法律を順守する。
 - ・他人の名誉、権利、法的価値観を尊敬する。
 - ・法律で定められた税金を納税する。
 - ・母国を守る。法律に基づき徴兵制度に従う。
- (モンゴル国憲法第2章16条、17条「人権、義務について」⁵⁷)

⁵⁶ モンゴル国籍法第1章5条 <http://www.legalinfo.mn/law/details/525>

⁵⁷ モンゴル国憲法第2章16条、17条「人権、義務について」 <http://www.legalinfo.mn/law/details/367>

(4) 国籍の取得

外国人及び無国籍の者は法律に基づきモンゴル国籍を取得できる。

取得要件：

- ・生活ができる社会的能力を有すること。
- ・モンゴルの文化、言語、モンゴル国憲法について一定程度の知識を有すること。
- ・国籍申請をされるまで最低5年間モンゴル国に居住すること。
- ・モンゴル国の国籍を管理する行政機関が、監査する上記の基準及びその他の必要要件を満たすこと。
- ・モンゴルに在住する期間、犯罪や刑事事件にかかわっていないこと。
- ・国籍を再度取得する場合、14歳未満の者には上記の条件は適用されない。
- ・モンゴルに多大な貢献をした、又はモンゴル国に必要な分野において成功した、若しくは将来貢献する見込みのある外国人に対し、モンゴル国大統領の令により無条件でモンゴル国籍を与えることが可能である。

(モンゴル国国籍法第2章9条⁵⁸)

(5) 国籍の喪失

以下の場合、モンゴル国籍を剥奪する。

- ・国際的な犯罪を行った場合、又はそれに関与したことが証明された場合
- ・モンゴル国の安全に対して反対する運動や活動をしていた、若しくはしている場合
- ・国際的テロ組織の一員であると発表された者
- ・裁判にて犯罪者と判断を下された者
- ・以前にモンゴル国から追放されたことがある者
- ・モンゴル国から追放されてから10年経っていない場合
- ・モンゴル国の文化、憲法に悪影響を及ぼす宗教活動を行った場合
- ・本人が希望する場合、モンゴル国籍を放棄することが可能

以下の場合、モンゴル国籍取得申請を拒否する。

- ・本法律の第9条（国籍取得要件）を満たしていない場合
- ・本法律の第22条（国籍取得申請に関する規定）を満たしていない場合
- ・服役中の場合
- ・精神疾患又は感染症を患っている者、麻薬又は重度のアルコール中毒と判断された者

⁵⁸ モンゴル国国籍法第2章9条 <http://www.legalinfo.mn/law/details/525>

9 法令の有効性

(1) モンゴル人民共和国国籍法

1995年施行以降の法改正による変更点の部分のみ抜粋してまとめている。

第4条 二重国籍の不承認

2項 外国籍を有する者がモンゴル国籍の取得を希望する場合、当該国の国籍を離脱していなければならない。もし当該国の法令に、他国の国籍を取得したことで国籍を喪失すると定められている場合は必ずしも当該国の国籍を離脱する必要はないが、これについて関連機関からの証明書が必要となる。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

第5条 国籍を証する文書

1項 モンゴル国民の国籍を証する文書は国民登録証明書、その交付を受けるまでの期間は出生証明書で証明できる。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

第7条 子がモンゴル国民たる要件

5項 モンゴル国に居住している無国籍の父母の間にモンゴル国にて出生した子が16歳になった場合、希望があればモンゴル国籍を取得できる。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

第9条 モンゴル国籍取得の要件

1項の2 モンゴル人の文化、習慣、公用語、モンゴル国法律について適切な知識を習得し、国籍に関する申し込みを申請する日までに、モンゴル国領土にて最低5年間居住していること。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

1項の3 モンゴル国籍問題を主管する政府機関が本項の1及び2に定める範囲内で、国家政策に基づき定められたその他の具体的な要件を満たしていること。

(これは2000年12月7日)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し、「国境についての法律」の有効開始日2014年4月1日から有効になるものとする)

1項の4 この項の2の期間内に犯罪に関わっていないこと。

(これは2000年12月7日の法改正で追加した。)

1項の5 モンゴル国籍取得成立が、その本人の母国との関係によりモンゴルの国威、国益を侵害しないものであること。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正で追加した。)

3 項 モンゴル国に貢献、功績を残した、若しくはモンゴル国に特に必要とされる専門家、若しくは科学の分野で功績を残した又は残す可能性が見込まれる外国籍人に関しては、モンゴル国大統領の令によりこの条の 1 項の 1 及び 2 を満たしていなくてもモンゴル国籍を取得することができる。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法律で追加した。)

4 項 この条の 1 項に定めた、要件を出す規則を政府が承認する。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正で追加した。)

第 10 条 モンゴル国籍取得を拒否、又は一時不承認の根拠

(この項の題を 2000 年 12 月 7 月の法改正で追加した。)

1 項の 5 (これは 2000 年 12 月 7 月の法改正で削除した。)

1 項の 5 モンゴル国の領土から強制追放された者

(この項の番号を 2000 年 12 月 7 月の法律で 6 から 5 に変更した。)

(6) モンゴル国の領土から強制追放されて 10 年が経過していない者

(この項の番号を 2000 年 12 月 7 月の法律で 7 から 6 に変更した。)

(7) モンゴル伝統文化、法律に反する宗教を布教した者

(この項の題を 2000 年 12 月 7 月の法律で追加した。)

2 項 モンゴル国籍申請者の申込書を次の場合、受付を一時不承認する。

(1) この法律の第 9 条の条件を満たしていない者

(2) この法律の第 22 条の規定を満たさない者

(3) 受刑中である者

(4) 精神病患者、特別伝染病患者、薬物中毒者、重度のアルコール中毒者であると適切な規定により確定された者

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正で追加した。)

3 項 この条の 1 項に定められた適切な根拠に基づく規定に従い確認された場合、モンゴル国籍を拒否する所見を、国籍問題を主管する政府機関が首相に上梓し、大統領に報告する。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により、項の番号を 2 から 3 に変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(これの「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効にな

るものとする。)

4項 この条の1項に定められた、適切な根拠に基づく規定に従い確認された場合、国籍問題を主管する政府機関が外国籍人、無国籍人に申請の受理停止をしている事実を公式に発表する。

(これは2000年12月7日の法改正により追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し、「国境についての法律」の施行日2014年4月1日から有効になるものとする。)

第14条 モンゴル国籍の再取得

2項 この条の1項に述べた場合において、国籍の再取得の希望者は国籍問題を主管する政府機関に申請書を提出する。

(これは2000年12月7日の法改正により追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し「国境についての法律」の施行日2014年4月1日から有効になるものとする。)

3項 国籍の再取得に関する申請書を、国籍問題を主管する政府機関を通して大統領に提出する。

(これは2000年12月7日の法改正により追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

) この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し「国境についての法律」の施行日2014年4月1日から有効になるものとする。)

第20条 政府機関の権限

1項 モンゴル国籍問題に関して、国籍問題を主管する政府機関はモンゴル国及び外国に居住する者の申請書を受理し、決定に必要な関係書類、所見とともに首相に上梓し、大統領に報告する。

(これは2000年12月7日の法改正により追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し「国境についての法律」の施行日2014年4月1日から有効にな

るものとする。)

2項 モンゴル国籍問題に関して発布された決定に従い、モンゴル国籍を取得、離脱、再取得、喪失した者の総合的登録簿を外国籍人、国籍問題を主管する政府機関が作成する。

(これは2000年12月7日の法改正により追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し「国境についての法律」の施行日2014年4月1日から有効になるものとする。)

3項 モンゴル国籍問題に関して提出された申請書を受け取り決定する際、当国国家公安局、警察中央機関、国民登録を担当する政府機関、地方自治の首長、地方警察機関、国民登録担当所、国外大使館、領事館は、この法律に定めた規定に基づきそれぞれの役割に従い対応する。

(2002年11月22日の法律でこの項の「警察中央機関」の次に「国民登録を担当する政府機関」を、「地方警察機関」の次に「国民登録担当所」を追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

5項 警察中央機関、国民登録を担当する政府機関は関係部局を通じ、申請者に国籍問題に関する記載事項証明書を出す、国民登録に追加又は変更する、又その他の問題に関する所見及び判断を提供する義務をそれぞれ実施する。

(2002年11月22日の法律でこの項の「警察中央機関」の次に「国民登録を担当する政府機関」を追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

6項 地方自治体の首長、地方警察機関、国民登録担当所はモンゴル国に居住している国籍問題に関する申請者について、又、国外大使館、領事館は外国に居住している国籍問題に関する申請者について、身元を証明し、評価を提供する。

(2002年11月22日の法改正でこの項の「地方警察機関」の次に「国民登録担当所」を追加した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

第22条 モンゴル国籍問題に関する申請提出規定

1項 モンゴル国籍の取得、離脱に関する申請をアイマグ(※県相当の行政単位)及び首都の首長を通じて、あるいはモンゴル国民が国外に居住している場合は国外大使館、領事館、モンゴル国の国籍問題を主管する政府機関を通じて、大使館に提出す

る。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

3 項 申請を受理したアイマグ及び首都の首長、国外大使館、領事館は関連書類を確認し、もし書類が外国語で作成されていれば公式翻訳を添付して、所見とともにモンゴル国の国籍問題を主管する政府機関に提出する。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

4 項 モンゴル国の国籍問題を主管する政府機関はモンゴル国籍の取得、離脱、再取得の申請者に関する所見、評価を国家公安局、警察中央機関より提出してもらう。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

6 項 モンゴル国籍問題を解決するにあたり、必要書類リストをモンゴル国の国籍問題を主管する政府機関が決定する。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

第 23 条 国籍問題に関する判断

1 項 この法律の第 19 条に定めた問題の審査に際し、モンゴル国の国籍問題を主管する政府機関が評価、判断を出す。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

2 項 国籍問題に関し提出された申請に従い、モンゴル国の国籍問題を主管する政府機関が評価、判断を下す際、申請者の利益、国家安全の利益、申請書の内容、国籍問題に関し、その他の機関から提供した証明書、所見、判断、さらに本件の解決に関与するその他書類を様々な角度から検討し、判断を出す。判断にはモンゴル国籍の取得、離脱、再取得を許可する又は不許可の根拠、状況などを明確に示す。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

3 項 モンゴル国の国籍問題を主管する政府機関が国籍問題に関して判断する際に必要となる書類を国家、公共、民間を問わず、いかなる機関、職員からも提供させることができる。これらの機関・職員は、関係書類を、国籍を担当する政府機関に決められた期間内に提供する義務がある。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正により追加、変更した。)

(これは 2008 年 12 月 19 日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に 2013 年 12 月 26 日に変更し「国境についての法律」の施行日 2014 年 4 月 1 日から有効になるものとする。)

第 26 条 モンゴル国籍問題に関し発布された決定の実施機関

2 項 モンゴル国籍を取得、又は再取得した者に対し、アイマグ又は首都の首長は国民登録証明書を、関連国外大使館、領事館はパスポートを発行する。16 歳未満の子の書類にはモンゴル国籍の権利に関する記録を行う。

(これは 2000 年 12 月 7 日の法改正による。)

3 項 外国に居住するモンゴル国籍を離脱する者の身分証明書を国外大使館、領事館が回収し、国籍問題を主管する政府機関を通じて国民登録を担当する政府機関に提出し、登録機関が国民登録法の第 29 条 1 項に基づいて国民登録中央情報システムの関連情報に記載する。

(この項を2000年12月7日の法改正により追加し、2002年11月22日の法改正により「外国籍人、国籍を担当する政府機関に提出する」を「外国籍人、国籍を担当する政府機関を通じて国民登録を担当する政府機関に提出し、登録機関が国民登録法の第29条1項に基づいて国民登録中央情報システムの関連情報に記載する」に変更した。)

(これは2008年12月19日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し「国境についての法律」の施行日2014年4月1日から有効になるものとする。)

4項 モンゴル国籍を喪失したモンゴル国に居住する者が引き続きモンゴル国に居住する問題に関連法律、規定により解決する。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

第27条 国籍問題に関し発出した決定の実施に対する監査

国籍問題に関し発布した決定の実施状況に対し、モンゴル国の国籍問題を主管する政府機関及び権限を有するその他の機関がそれぞれの役割に従い監査する。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

(この「国籍問題を主管する」を「国民の国籍、住民問題を主管する」に2013年12月26日に変更し「国境についての法律」の施行開始日2014年4月1日から有効になるものとする。)

第29条 国籍に関する法令違反者に対する刑罰

第29条の2 国籍問題に関し提出された申請書を、この法律に基づいて受理し、監査し判断し適切な規定に従い提出すべき義務を有する公務員が、意図的に虚偽の証明書、判断を出した場合、その者に40,000～60,000 トウグルクの罰金を科す。

(これは2000年12月7日の法改正による。)

変更の理由：

モンゴル国籍法は1995年施行以来、2000年12月7日、2002年11月22日、2008年12月19日、2013年12月26日の計4回改正された。

2000年12月7日の主な改正点：

- ・外国人の法的資格に関する法律に改正があった。
- ・組織変更とそれに伴って組織名などの表現変更があった。
- ・国民パスポートが国民登録証明書に変わり、表現に変更があった。

- ・罰金制度が改正されたために第 29 条 2 項の金額変更があった。

2002 年 11 月 22 日の主な改正点：

- ・特に法律の内容に関する改正がなく、表現の変更があった。

2008 年 12 月 19 日の主な改正点：

- ・国家登録所、モンゴル入国管理局に組織変更があり、それに伴い組織名、表現の変更があった。

なお、上記の変更の背景として、以下に法令改正に関する概要をまとめた⁵⁹。

- ・ 2000 年のモンゴル国籍法の変更の理由（参考資料：IMAG0234）モンゴル国籍法に追加、変更するに当たっての法律プロジェクト（法律変更企画）について

モンゴル国籍法は 1995 年に制定されたため、現在の状況に応じてモンゴル国籍法の一部に追加や変更の必要がある。特に近年では、モンゴル国籍の取得および離脱を行う人数が急増している。かつ国籍離脱を行う者は高学歴、専門家である点は国として知識層レベルを失っていることを示す。

他方で、モンゴル国籍を取得している者は、高学歴、専門家は少なく、ロシア人や中国人等の移民である。このような背景から特にモンゴルの国籍取得の条件を厳格化する。

法律には以下の追加、変更が含まれる：

- ・モンゴル国籍取得条件に（国籍法第 9 条 1）5 年間に行為（自分の意思）で犯罪に関わっていないこと、モンゴル憲法について知識のある、モンゴル国籍取得ができたことがモンゴルの国際関係、モンゴルのプライドに悪影響を与えないと追加。
近年ではモンゴル国籍取得、離脱、モンゴルから移民（出）、モンゴルに移民（入）する申請者数が急増し、この件は対外国人国家政策の一部でもあるためモンゴル国籍問題を主管する政府機関の担当業務に追加した。
- ・モンゴル国籍取得の申請者の申請拒否、一時停止する根拠および政府会議の意見をこの法律プロジェクトに追加。

- ・ 2002 年のモンゴル国籍法の変更の理由（参考資料：IMAG0244）

四 モンゴル国籍法に追加、変更するに当たっての法律プロジェクト（法律変更企画）について

1. 国民登録機関を警察中央機関の構成から外し、政府実施庁・国家登録所とし国民登録、情報、受付に関する義務、課題を自立して担当することとなった。このため国籍法第 20 条 3 の「警察中央機関」の次に「国民登録を担当する政府機関」を、「地方警察

⁵⁹（国会資料館で保管されている公文書から確認）

機関」の次に「国民登録担当所」を追加した。同じく第 20 条 5 の「警察中央機関」の次に「国民登録を担当する政府機関」を追加、同じく第 20 条 6 の「地方警察機関」の次に「国民登録担当所」を追加するものとする。

2. 国民登録を担当する政府機関の基本義務の 1 つとしてパスポートの発行、無効にあたる業務がある。これに伴って国籍法第 26 条 3 の「外国籍人、国籍を担当する政府機関に提出する」を「外国籍人、国籍を担当する政府機関を通じて国民登録を担当する政府機関に提出し、登録機関が国民登録法の第 29 条 1 項に基づいて国民登録中央情報システムの関連情報に記載する」に変更した。

以上の法律プロジェクトを各省、国家人権委員会、警察中央機関、知事事務所等関連機関の意見を反映し、法律プロジェクトに追加し、室会議で検討し応援され国会に提出した。

(2) モンゴル人民共和国国籍施行令

本法令に該当するものは存在しない。現在は国籍法、家族法、モンゴル国民登録法およびその他の関連法令によって運用されている⁶⁰。

⁶⁰ 関係省庁および専門家等へのヒアリングによる確認。

ワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社
(略称：WIP ジャパン株式会社)
海外リサーチ事業部 海外制度・政策調査グループ 片平敏誌
E メール：s-katahira@wipgroup.com

〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-6-8 平河町貝坂ビル 2F
TEL：03-3230-8200（部直通） 平日 10：00～18：00
FAX：03-3230-8050
URL：<http://japan.wipgroup.com/>